

個別支援会議の定義

茨木市障害者地域自立支援協議会
障害者ケアマネジメント推進作業部会

【1 趣旨】

障害者のノーマライゼーションの実現のため、下記を実施するにあたり「個別支援会議」について定義づける。

茨木市域に於ける障害者ケアマネジメントの推進

地域課題の抽出()

注: 地域課題とは、個別のニーズ充足を妨げている環境要因及び社会資源の不足の集合に複眼的な分析を行い、集約したものとす。

【2 定義】

下記の から の全てを満たすものを個別支援会議とする。

個別支援において実施されること。

本人に直接又は間接的に関与する多機関・多職種で構成され、最低でも三者以上による会議とすること。

ただし、本人（困難な場合は家族など）を除く者が、一つの法人に属する機関や職員のみで構成される会議は除く。

障害者ケアマネジメントの理念・手法に沿っていること。

- ・ 本人主導又は本人主体（本人又は家族等の代弁者の参加が望ましい）
- ・ 支援計画（ケアプラン）を作成する、モニタリング又は実施評価を行う等を目的とする
- ・ 事前にアセスメント及びニーズの抽出を行なった上で実施される会議で、会議目的を本人（困難な場合は家族）並びに関係機関で共有する
- ・ 会議を経て作成された支援計画は、本人に内容の了承を得た上で、本人及び関係者に配布されることが意図されている
- ・ 継続的に実施するもの

ただし、障害者ケアマネジメントの理念及び手法が茨木市域に於いて普及が充分でない現状及び地域課題の抽出の趣旨を鑑み、 の条件を満たしていないとき（接近困難事例、専門職主導の事例又は明らかな支援計画に基づかない事例など）に関しても当面は個別支援会議として取り扱うこととする。今後、ケアマネジメントの普及を図り、このただし書きが外れることが望ましい。

【3 補足】

1 - 趣旨について

- ・本人の課題に着目した個別支援からの脱却を図り、本人及び環境のストレングスを重視し且つエンパワメントを強く志向する支援を目指す。
- ・本地域が主として想定するケアマネジメントのモデルは「ケアガイドライン型()」とする。
- ・複合的なニーズ及び生活問題に対応するために、フォーマルサービスはもちろん、地域のインフォーマルな社会資源の積極的な活用を図り、複数のサービスを偏ることなく適切に結び付けてその調整を図り、継続的な支援を通じて障害者のノーマライゼーションの実現を目指す。

注：「障害者ケアガイドライン」(平成14年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知)に規定される理念・手法を基本として実施されるケアマネジメントモデルを指す。

2 - 定義について

- 2-1 について：ケースワーク(個別援助)手法において実施するものを意図している。日中活動系サービス等に於ける利用者ミーティングや、サービス提供機関スタッフで実施する複数の利用者についての会議など、グループワーク(集団援助)手法を用いたもの等は除く。
- 2-2 について：多機関、多職種連携によるチームアプローチの重要性・普及を強く意図したものであり、一つの法人内のサービス提供のみにとどまらない支援を、ノーマライゼーションの実現及び本地域の相談支援体制の発展に不可欠なものとして積極的に推進するものである。したがって、個別支援会議の参加者及び機関に、法人格の有無を問うものではない。

・会議の構成員の例()

本人(困難な場合は家族など)に、二法人二機関以上を加えた三者以上

関係機関のみの参加の場合は、二法人三機関以上の三者以上

又は に加え、本人に直接又は間接的に関与しないオブザーバーを加えた四者以上

注：・同一機関の職員が複数名参加する場合も一者とみなす

・民生委員やボランティアなどのインフォーマルな個人又は後見人等については、一機関(=「一者」とみなす。

- 2-3 について：障害者ケアガイドラインに於ける「ケア会議」とほぼ同義と位置づける。従って接近困難ケース等における本人の同意が得られていないもの、医療的な目的で実施される等、専門職主導で実施されるもの、単純な情報共有を目的とするもの、本人に直接かわりがない者で構成されるものなどは除く。

個別支援会議の実施場所は、本人宅、支援機関内などいずれでもよい。

附 則

第1版は、平成22年4月22日より実施する。